

平成20年度 「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」 公募要領

1. 事業の目的及び想定される研究課題

(1) 事業の目的

本事業は、近未来において我が国が直面する経済的、社会的な諸課題の解決に向け、様々な機関等により集積されたデータを活用した経済・社会の分析など、実証的な研究方法に基づくとともに、その研究成果を課題解決のための選択肢として社会へ発信することを目指した社会科学のプロジェクト研究を大学等への委託を通じて実施することにより、「経済・社会の活性化」と「社会の安全・安心」の両立を視野にいれた「国民の生活と福祉の向上」に資することを目的としています。

また、本事業は、大学等において課題解決を志向した実証的な研究方法に基づく社会科学的研究が実施されることにより、我が国における社会科学的研究の新たな展開と発展に資することを旨とするものです。

(2) 期待する研究課題

上記の事業目的を踏まえ、本事業では、①学術的な水準の高さに加え、近未来において我が国が直面する具体的な課題の解決を志向するとともに、②思弁的ではなく、実証的な研究方法を使用した研究課題が提案されることを期待します。

また、具体的な課題の解決を志向するとは、実証的な研究方法に基づいた現状分析や将来予測を踏まえ、政治学、経済学、経営学、社会学、法学などの社会科学の諸分野の研究者が協力して、課題解決に向けた社会経済システムの設計を検討することを意味しており、このような観点から、政策形成、司法、企業等においての実務との連携も含め、多様な分野の研究者等から成る分野横断的な研究プロジェクトチームからの提案を期待しています。

2. 事業の概要

本事業は、設定された研究領域の下で、近未来において我が国が直面する経済的、社会的な諸課題の解決に向け、様々な機関等により集積されたデータを活用した経済・社会の分析など、実証的な研究方法に基づくとともに、その研究成果を課題解決のための選択肢として社会へ発信することを目指した社会科学のプロジェクト研究を大学等への委託を通じて実施することにより、「経済・社会の活性化」と「社会の安全・安心」の両立を視野にいれた「国民の生活と福祉の向上」に資することを目的とするものです。

公募、審査を経て本事業の目的に相応しい研究課題を採択します。また、研究期間中に中間評価を、最終年度に最終評価を行うことを予定しています。

3. 公募の対象となる研究領域

平成20年度の公募に当たっては、以下の2つの研究領域を設定します。

研究領域 1 豊かな経済活力を生む社会経済制度の設計

研究領域 2 生活の豊かさを生む新しい雇用システムの設計

【各研究領域の考え方】

(1) 研究領域 1 「豊かな経済活力を生む社会経済制度の設計」

本研究領域は、日本経済の経済活力を制約しているような社会的、経済的諸条件を関連データの分析等により実証的に把握した上で、そのような制約諸条件を克服し日本経済の再生と発展につながるような「社会経済制度の設計」を検討することを目的とします。

その際、具体的には、人口減少の進む中で、労働力の大幅増といった量的な面での克服はなかなか困難であることから、「技術革新」や企業組織などの「システムの改革」といった質的な面での対応を可能とするような社会経済制度の提案が、経済活力の再生と発展の鍵になると考えられます。

また、「社会経済制度の設計」とは、経済学の知見のみならず、法学や社会学の知見を含めた制度の設計や課題解決の提案を求めることを意味しており、本研究領域では、高度な学術水準とともに、政策科学としての側面が求められます。

以上を踏まえ、本研究領域では、実証的な研究方法による現状把握や将来予測を前提として、「技術革新」や「システムの改革」といった主に質的な観点に立った上で「豊かな経済活力を生む社会経済制度の設計」を検討するプロジェクト研究を募集します。

《参考》

長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日閣議決定）

第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ

1. 社会システムの改革戦略

(1) 早急に取り組むべき課題

1) イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備

⑨イノベーションを誘発する社会制度の設計等に関する研究の推進

・イノベーションを誘発する社会環境に関する研究の実施

イノベーションが起きやすい環境の創出に資することを目指し、

…（中略）…技術の進歩や社会の変化に伴う諸課題や、人間の心理、価値観等に関する諸課題等、現代社会における様々な問題の解明と対応に向けて、人文・社会科学を中心とする学際的・学融合的な研究の取組を推進し、その成果を社会への提言として発信する。

(2) 研究領域 2 「生活の豊かさを生む新しい雇用システムの設計」

本研究領域は、現在の労働市場をとりまく諸課題を社会調査等により実証的に把握した上で、「経済・社会の活性化」と「社会の安全・安心」の両立を視野に入れた「雇用システムの設計」を検討することを目的とします。

ここで「生活の豊かさを生む」とは、国富の総量的な拡大と労働分配率の上昇というマクロのレベルのみならず、個々の労働者への配分やセーフティネットというミクロのレベルまで視野に入れて、労働に関する諸課題の解決を探究することを意味しています。また、これらの課題以外にも、「ワーク・ライフ・バランス」や能力開発などを通じた「人材の質の向上」という視点もあると考えられます。

なお、「雇用システム的设计」とは、経済学の知見のみならず、法学や社会学の知見を含めた制度的设计や課題解決の提案を求めることを意味しており、本研究領域では、高度な学術水準とともに、政策科学としての側面が求められます。

以上を踏まえ、本研究領域では、実証的な研究方法による現状把握と将来予測を前提として、「生活の豊かさを生む」という観点に立って「雇用システム的设计」を検討するプロジェクト研究を募集します。

《参考》

「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向（報告）

（平成19年7月24日 男女共同参画会議

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会）

II 取組の方向性

1. ワーク・ライフ・バランス実現に向けた社会基盤づくり

戦略1：理解の浸透・推進力強化のための枠組みをつくる

<産学連携によるワーク・ライフ・バランスに関する研究の推進>

- ・ワーク・ライフ・バランス実現に向け、その手法や効果等の研究の蓄積が必要である。このため、多様な学問領域の融合と産業界との連携・協力により、大学・研究機関等におけるワーク・ライフ・バランスの研究拠点形成を図るなど、ワーク・ライフ・バランスに関する学際的な研究の推進を図る。

4. 応募に当たって留意すべき事項

(1) 「実証的な研究方法」について

本事業は、「実証性」を可能な限り定量的な研究方法で担保することを基本方針とします。「実証的な研究方法」として想定している研究方法は、概ね以下の通りです。

第1は、様々な機関等（本事業に応募する研究プロジェクトチームを含む）により集積された諸データを活用した、経済・社会の分析です。一次データ又は二次データについて、集積されたデータの構造等を明らかにするとともに、そこから社会や経済に関する一般的な命題を導き出すことが求められます。その際、単に集計データの記述にとどまることなく、モデルの提起を通じて経済や社会の構造や機構（メカニズム）を明らかにすることが必要であると考えられます。

なお、本事業では、研究プロジェクトチーム自らが社会調査等を行うという提案のみならず、専ら公開データを活用した上で新しい仮説を提起するなどの二次分析についての提案も

可能であると考えています。

第2に、定性的ではあるが質の高いフィールド調査による研究方法です。参与観察やドキュメント解析の方法により、定量化の手法では把握することが困難な社会現象を、実証性を担保しつつ分析することが可能と考えられます。伝統的には、文化人類学におけるエスノグラフィや都市社会学におけるモノグラフがこれに当たると考えられます。ただ、本事業では実証性を可能な限り定量性で担保することを基本方針としていますので、この研究方法のみの提案というよりも、社会調査等から得られた諸データの統計学的な分析を補完する形で、きめ細やかで深みのある質の高いインタビュー調査等も実施されるというタイプの提案を期待します。

なお、審査は、研究方法の観点のみならず、研究内容や研究体制等の観点を含め、総合的に行われるものです。したがって、研究方法に関する以上の指摘を踏まえつつ、積極的な提案がなされることを期待します。

(2) 社会提言等の記述の方法について

本事業の下で、研究を実施し、最終的に社会提言等の記述を行うに当たっては、『〇〇すべきである』という規範的な記述ではなく、『〇〇をすると、△△となる』という事実や予測を客観的に記述するよう求めることを予定しています。

これは、本事業としては、研究成果に基づく社会提言等は、あくまでも選択肢の一つであり、選択するのは社会であると考えているからです。

(3) プログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)による指導・助言

本事業は、研究者の自由な発想に基づく研究を助成するタイプの事業とは異なり、政策や社会の要請に応える研究を大学等に委託して実施するタイプの事業です。

したがって、採択後は、全てのプロジェクト研究の総合管理を行うプログラムディレクターや、研究の進捗状況を把握し、必要に応じ研究の実施に係る助言等を行うなど担当するプロジェクト研究の管理を行うプログラムオフィサーから、指導や助言を行うこととします。

そのため、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーは、適宜、研究代表者に対し、進捗状況の報告を求めるとともに、必要に応じて現地調査等を行うことがあります。

なお、プログラムディレクターやプログラムオフィサーは、独立行政法人日本学術振興会(以下、「日本学術振興会」という)に設置し、研究領域の下で進められるプロジェクト研究の指導・助言を行うのに相応しい当該分野を専門とする研究者を任命する予定です。

(4) 平成20年度採択予定課題数

合計3～6課題(1研究領域あたり1～3課題)の採択を予定しています。

5. 本事業に応募可能な研究機関

(1) 応募可能な研究機関

本事業は、研究者個人に対する補助金支給事業ではなく、研究機関に対して研究を委託して行う事業です。応募可能な研究機関は、以下の種類の研究機関とします。

国内の大学（大学共同利用機関法人を含む）、短期大学、高等専門学校、独立行政法人研究機関、公設試験研究機関、特殊法人又は民法第34条に基づき設置された法人が設置する研究機関

（2）研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の応募に当たって、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合には、研究の実施は認められなくなりますので、ご注意ください。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、平成20年7月30日（水）までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。なお、調査調整課競争的資金調整室に提出の際は、提出する封筒に「平成20年度近未来の課題解決を目指した実証的科学研究推進事業の応募に係るガイドライン報告書在中」と赤字で記載してください。

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm

ただし、平成19年10月以降、既に、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、実施状況報告書の提出日を研究提案書に記入してください。この場合、①平成19年10月から平成20年3月31日までに報告書を提出した場合（平成21年度以降も事業を実施する場合に限りま

す。）は平成20年秋頃に、②平成20年4月1日以降に報告書を提出した場合（平成22年度以降も事業を実施する場合に限りま

す。）は平成21年秋頃に、それぞれ再度の報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省からの周知等に十分ご留意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

6. 研究実施期間

3年以上5年以内とします。

なお、事務手続の関係上、契約締結及び研究開始時期は、平成20年秋となることを見込まれます。また、研究費の支給時期は契約締結以降となりますので、これらのことをあらかじめ見込んで研究計画を立てることが必要です。

7. 研究実施体制

（1）責任機関及び研究代表者

本事業による研究課題の実施を希望する研究機関は、研究を総括し、研究課題全体に係る

責任を有する機関（以下、「責任機関」という。）及び責任機関に所属し、課題全体にかかる責任を有する者（以下、「研究代表者」という。）を設定し、研究代表者が、責任機関の長の了承を得た上で応募を行ってください。

（２）研究プロジェクトチーム

責任機関及び研究代表者は、提案した研究に参画する研究者と調整し、研究代表者の下で研究を遂行する研究者等（他機関の研究者等も含む）から構成される、研究プロジェクトチームを組織することとします。

なお、他機関の研究者等を含む研究プロジェクトチームの場合には、責任機関以外の研究機関の研究者等が参画する研究プロジェクトチームであることについて、責任機関の長の了承を得るものとします。

また、他機関の研究者等に関しては、契約締結時までには、所属機関の長の承諾を得るものとします。

※留意事項

研究代表者は、研究遂行上の実質的な代表であることとし、単に組織の代表者を形式的にその任に着けるものではありません。また、明確な目的意識の下で、効率的かつ効果的に研究を推進する観点から、参画する研究者は、真に必要な者に絞ってください。

なお、本事業において、再委託は認めません。

（３）事務局

責任機関の事務局とします。

8. 経費

（１）支給方法等

課題の実施に必要な経費については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」（以下、「委託契約事務処理要領」という。）による委託契約に基づき、文部科学省から責任機関に支給します。

（２）一研究課題あたりの経費

一研究課題あたり、年間1, 500万円から2, 500万円を想定しています。（別途、間接経費30%を措置）

ただし、最終的な支給額は、採択件数や各計画の内容等を勘案して決定します。

（３）計上可能な経費

別表1に示す費目とします。

9. 審査の基本方針

近未来において我が国が直面する経済的、社会的な諸課題の解決に向け、様々な機関等により集積されたデータを活用した経済・社会の分析など、実証的な研究方法に基づくとともに、その研究成果を課題解決のための選択肢として社会へ発信することを目指した社会科学のプロジェクト研究を大学等への委託を通じて実施することにより、「経済・社会の活性化」と「社会の安全・安心」の両立を視野にいたした「国民の生活と福祉の向上」に資するという本事業の

目的及び研究領域の趣旨に合致するプロジェクト研究を採択します。

10. 審査方法

本事業の審査業務及び管理等業務については、事業を効率的・効果的に推進する観点から、業務の一部を日本学術振興会に委託しております。

審査は、学識経験者等で構成する「事業委員会」及びその下に置かれる「審査委員会」を日本学術振興会に設置して行います。

(1) 形式上の不備の確認

提出された応募書類について、公募要領に記載された形式上の要件を満たしているかについて、事務局（日本学術振興会）で確認を行います。要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外される場合があります。

(2) 第1次審査（書類審査）

審査委員会の委員が、書類審査を実施します。

(3) 第2次審査（面接審査）

第1次審査（書類審査）において適切と認められた研究課題について、審査委員会が面接審査を実施します。研究代表者等によるプレゼンテーションの後、質疑応答を行います。

(4) 採択課題決定

第1次審査（書類審査）及び第2次審査（面接審査）における結果を踏まえて、事業委員会において、採択候補課題を選定し、その結果に基づき、文部科学省において採択課題を決定します。

11. 審査に当たっての主な観点

(1) 総論

① 研究提案書の内容が本事業の目的及び研究領域の趣旨に合致したものであること。

(2) 研究内容及び研究方法について

② 研究目的が明確な問題意識に基づく適切なものであること。

③ 研究方法の実証性が担保されていること。

④ 政策や社会の要請に応える課題解決のための具体的な提案が期待できること。

⑤ 研究成果が社会にもたらす効果について、具体的かつ現実的な見通しを持っていること。

⑥ 学術的に高い水準が確保されていること。

(3) 研究実施体制について

⑦ 研究代表者が研究課題を推進する上で十分な能力及び経験を有するとともに、研究実施期間中、継続して研究全体に責務を持つことができること。

⑧ 研究プロジェクトチームが、課題解決に向け、現状把握や将来予測（実証的な研究方法）、課題解決のための具体的な提案（高い実現可能性）という研究プロセスを総合的に推進できるまとまりのとれた構成となっていること。

- ⑨ 研究プロジェクトチームが、実現可能性を確保する観点から、必要に応じて、政策形成、司法、企業等における実務の専門家との連携の確保を視野に入れた構成となっていること。

(4) その他

- ⑩ 研究遂行のための予算規模が適切であるとともに、予算執行体制（研究代表者の所属する研究機関の事務局の体制）が整っていること。

12. 研究の成果について

(1) 成果発表会の開催

研究実施期間中に1～2回、「研究成果発表会」（いわゆるシンポジウム等）を実施していただくとともに、その他文部科学省が依頼する場合において、研究成果を広く一般に発表していただきます。

(2) 委託業務成果報告書の提出（毎年度）

委託契約事務処理要領に基づき、毎年度委託契約を締結し、完了後、委託業務成果報告書を提出していただきます。

(3) 研究成果報告書の提出（研究実施期間最終年度）

研究実施期間の最終年度に、研究成果報告書を提出していただきます。また、英語による概要を付していただくとともに、一般向けに分かりやすく説明した部分（一般普及版）を盛り込んでいただきます。

(4) 知的財産権の取扱い

研究プロジェクトの成果にかかる知的財産権については、契約締結時に委託契約事務処理要領に定める確認書を提出していただくことにより、責任機関に帰属させることが可能です。

ただし、その場合においても、文部科学省に提出していただく著作物については、その利用について無償で許諾していただくことになります。

(5) 新たな調査を実施した場合の調査データについて

本事業の中で、新たな調査を実施した場合には、研究者間共通の研究資源の確保という観点から、調査データを公開するよう努めてください。

公開の方法は、調査実施後数年内に自ら公開するか、データアーカイブに寄託するなどの方法を想定しています。

13. 研究プロジェクトの評価

研究実施期間の年数により、以下のとおり研究プロジェクトの評価を行います。中間評価では、その結果により、適宜、計画の修正、中止等の見直しを行います。

- ① 5年のプロジェクト研究
平成22年度に中間評価、平成24年度に最終評価
- ② 4年のプロジェクト研究
平成21年度に中間評価、平成23年度に最終評価

- ③ 3年のプロジェクト研究
平成22年度に最終評価

14. 委託の終了

次の場合には、当該研究プロジェクトへの委託終了を決定する場合があります。

- ・ 研究組織や研究対象に事情の変更があり、研究の遂行が困難となった場合
- ・ 研究が6か月以上中断していると判断した場合
- ・ 委託の目的に合致した研究が遂行されていないと判断した場合
- ・ 法令違反、研究費の不正使用等何らかの不適切な行為が行われた場合

15. 研究費の適切な使用等について

(1) 不合理な重複・過度の集中の排除

①不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国又は独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、又は受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額（以下、採択の決定の取消し等とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

②過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者のエフォート等を考慮し、研究者に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への研究提案書の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

③提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中の排除のため、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度の担当者に対して、調査に必要な範囲で提案内容に係る情報を提供することがありますのでご承知おきください。

(2) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除・変更、委託費の返還

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 応募及び参加※の制限

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への応募及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。（他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、応募及び参加が制限されることとなる可能性があります。）

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する本事業における応募及び参加の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。

※「応募及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

不正使用等の内容	参画する制限の期間
単純な事務処理の誤り	なし
本事業による業務以外の用途への使用がない場合	2年
本事業による業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。) <例> <ul style="list-style-type: none">・本事業による業務に関連する研究等の遂行に使用（2年）・本事業による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用（3年）・研究等に関連しない用途に使用（4年）・虚偽の請求に基づく行為により現金を支出（4年）・個人の利益を得るための私的流用（5年）
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	5年

※当該年度についても、参画が制限されます。

(3) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用以下不正行為等という。）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に基づき、以下の通りとします。

○研究活動の不正行為が認められた場合の措置

(i) 契約の解除・変更、委託費の返還

研究活動の不正行為が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 応募及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本事業への応募及び参加を制限します。

また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	応募及び参加が制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(4) 他の競争的資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び参加を制限します。「他の競争的資金制度」について、平成20年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。

なお、平成19年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/06ichiran.pdf>

(5) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

16. 応募方法等

(1) 提出書類

応募に当たっては、研究提案書を所定の様式により作成し、提出をお願いします。
様式は、日本学術振興会ホームページに掲載されているので、ダウンロードして使用してください。

【掲載場所】 <http://www.jsps.go.jp/j-hs/>
「近未来の課題解決を目指した実証的科学研究推進事業」

なお、研究提案書の提出及び記入の詳細については、「研究提案書提出要領」及び「研究提案書記入要領」をご参照ください。

(2) 提出方法

研究提案書の提出は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により行っていただきます。
e-Radの利用に当たっては、事前に所属機関及び研究者の登録が必要となりますのでご注意ください。所定の様式に従った研究提案書を日本語で作成の上、提出期限までにe-Radにアップロードし文部科学省に提出してください。

提出期限(e-Radによる受付期限日時)

平成20年7月30日(水) 14時00分

上記期限を過ぎた場合には受領できませんので、ご注意ください。

17. その他

(1) 採択された課題に対する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(研究課題名、研究領域、研究予定期間、責任機関名、研究代表者の氏名・所属部署・役職名及び予算額)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

また、併せて、研究提案書における「1. 基本情報」の「研究概要」及び「10. 研究イメージ図」については、採択課題決定時に日本学術振興会のホームページ等において公開いたしますのでご了承ください。

(2) 府省共通研究管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベースへの情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベースに、各種の情報を提供することがあります。

(3) お問い合わせ先

本公募に関するご質問等がありましたら、下記にご連絡ください。

《事業内容に関する問い合わせ》

文部科学省

研究振興局 振興企画課 学術企画室 名子、久保

Tel: 03-6734-4070

Fax: 03-6734-4069

E-mail: singakuj@mext.go.jp

《書類作成・提出に関する問い合わせ》

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部 研究事業課 坂野、小澤

Tel: 03-3263-1106 Fax: 03-3237-8015

E-mail: h-s@jsps.go.jp

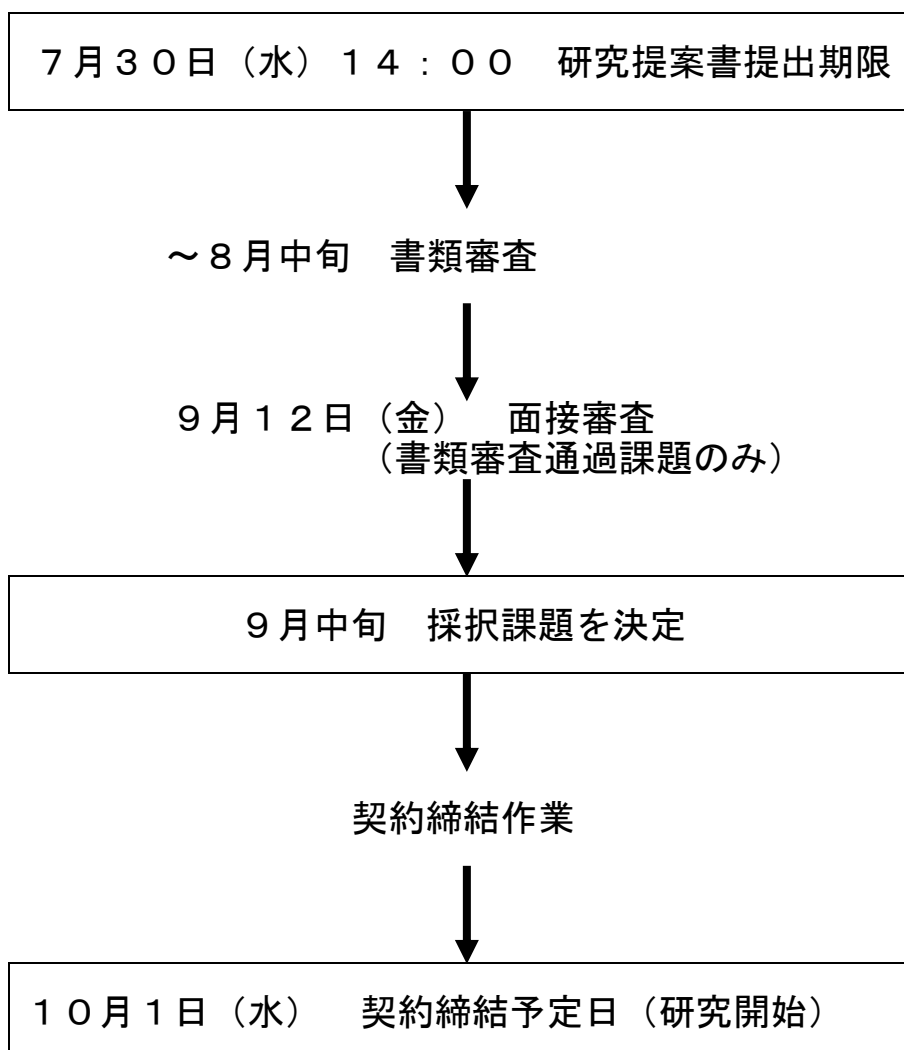
《府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ》

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク

Tel: 0120-066-877 (フリーダイヤル)

受付時間：午前9:30～午後5:30 ※ 土曜日、日曜日、祝日を除く

今後のスケジュール



「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」計上可能な経費

費 目	種 別	備 考
1. 設備備品費		単体で機能する備品で、単価が10万円以上、かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工事器具備品、製造又は改良並びにその据付等に要するもの。
2. 人件費	業務担当職員 補助者 社会保険料等事業主負担分	業務担当職員と補助者は必ず別の種別とすること。（国からの交付金等で支弁される者の人件費は計上できません。）
3. 業務実施費	消耗品費	設備備品、試作品には該当しない物品（試薬、書籍、既製品のソフトウェア等）の購入経費
	国内旅費	国内での出張に係る経費
	外国旅費	外国への出張に係る経費（国内移動含む）
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費
	諸謝金	協力者に対する会議への出席謝金、講義、講演等に対する謝金
	会議開催費	研究会等の会議開催（会場（器機）借料、通信費等）に係る経費
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費
	印刷製本費	報告書、研究資料等の印刷、製本に係る経費
	借損料	物品等の借損及び使用料に係る経費
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費
	消費税相当額	非課税、不課税取引（人件費、諸謝金、国外移動に係る旅費等）の5%を計上

※別途、間接経費として、直接経費（上記1～3の合計）の30%を措置します。